

明石市立地適正化計画の策定に向けた取組について

1 立地適正化計画の概要

(1) 立地適正化計画の策定趣旨

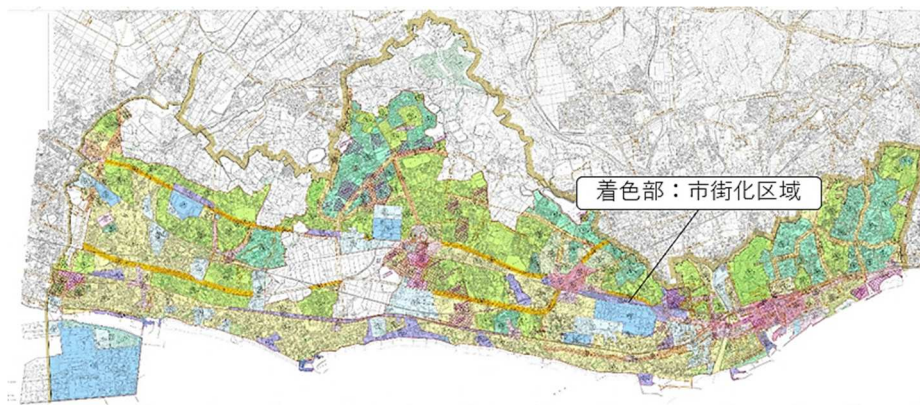
立地適正化計画とは、都市の市民サービスや地域コミュニティが将来にわたって持続的に確保されることを目指し、都市再生特別措置法に基づき自治体が策定するものです。立地適正化計画においては、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域の中に居住機能を誘導する区域を設定し、その中に医療、福祉、子育て、商業、行政の窓口機能などの都市機能を誘導する区域を設定します。

なお、今後、都市再生整備計画関連事業に対する国の財政支援制度を活用するに当たっては、本計画の策定、公表が要件のひとつとなります。

(2) 本市における立地適正化計画の考え方について

本市は大部分が市街化区域であり、人口密度や交通利便性が高く、既に「住みたいまち」としての住宅基盤づくりが進んでいます。このことから、概ね市街化区域全域が居住誘導区域であると考えられ、今後さらに市内全域の均衡ある発展に向けて、市民の利便性、快適性を向上させるため、立地適正化計画に基づき、計画的な居住機能、都市機能の誘導を図ります。

【明石市の都市計画図】



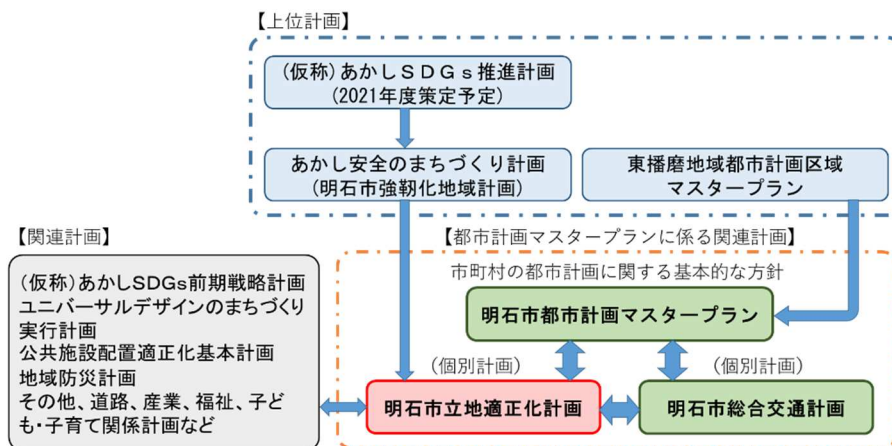
(3) 立地適正化計画における主な記載事項

- ・「対象区域」及び「基本的な方針」
- ・「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」
- ・各都市機能誘導区域に立地を誘導すべき「誘導施設」
(例：図書館、子育て支援施設、福祉施設、医療施設など)
- ・「防災指針」など

(4) 立地適正化計画の位置づけ

本市の最上位の行政計画で、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針となる「(仮称)あかしSDGs推進計画」をはじめ、「あかし安全のまちづくり計画」「東播磨地域都市計画区域マスタープラン」を上位計画とします。

策定に当たっては、特に関連の深い「明石市都市計画マスタープラン」「明石市総合交通計画」と連携するとともに、その他関連計画とも整合を図ります。



2 計画策定の体制について

防災、ユニバーサルデザインのまちづくり、公共施設の再編、公共交通の充実などの様々な関連計画及び関係施策と連携し、整合性、相乗効果などを図るため、庁内関係部署で構成する「明石市立地適正化計画検討会議」を2022年1月に設置し、計画内容を検討します。また、明石市都市計画審議会へ適宜報告し、助言を受けながら策定を進めます。

なお、市民参画については、パブリックコメントや市民説明会などを実施する予定です。

3 今後のスケジュールについて

年	月	実施内容
2022年	1月	第1回検討会議【基本的な方針の検討】
	5月	第2回検討会議【具体的な配置の検討】
	7月	第3回検討会議【計画素案の作成】
	8月	都計審報告【計画素案】
	9月	議会報告【計画素案】
	10月	パブリックコメント・市民説明会 都計審報告【パブコメ等を踏まえた計画案の方針】
	11月	第4回検討会議【計画案の作成】
	12月	議会報告【計画案】→ 計画策定
2023年	1月	都計審報告【計画】
	2-3月	計画に基づく各種届出制度の事前周知
	4月	計画に基づく各種届出制度の運用開始